

令和8年

1月農業委員会総会議事録

■日時	2026年（令和8年）1月14日（水）14：30～14：57	反訳：株式会社 会議録研究所
■場所	和泉市役所 本館 5-A会議室	
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（11名） 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎 6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 11 福本 敏行 12 仲野 充 13 森 忠清 [欠席委員] 計（3名） 1 西川 文三 10 辻林 孝幸 14 岡田 如弘 [事務局] 計（5名） 森 博紀 仲野文三 岸田忠仁 麓 信也 伊藤真琴	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農用地利用集積等促進計画作成に関する意見聴取について 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和8年1月の農業委員会総会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>（会長挨拶）</p> <p>それでは、早速ですけれども、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日の委員会に出席されております委員は、11名でございます。欠席の旨、連絡のありました委員は、1番西川委員、10番辻林委員、14番岡田委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
友田会長	<p>それでは、友田会長、引き続き議事進行、よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日の議事録署名人には、4番飯村りか委員さん、5番紀之定清五郎委員さんのお二人をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>1月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号となっておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>議案書2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転の6件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第1号、1番、黒石町の物件について、事務局から説明願います。</p>

事務局

事務局の麓でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は黒石町で、地目は田1筆、面積は1,342平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地までの距離ですが、譲受人は仕事の関係で大阪市内に住所を置いています、実際は堺市南区に住んでいるため、拠点となる場所から申請地までは5.2km、車で10分の距離に位置しております。

譲受人は現在、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は250日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「権利取得後は、極力農薬を使わない有機栽培を実践し、自然農園を目指す計画です。この計画を実施するに当たり、周辺の農地の農業上の利用に支障を及ぼさないように病害対策・雑草対策・周辺との調整を行います。」とのことです。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、2番、府中町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は府中町で、地目は畑1筆、面積は383平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から100m、徒歩2分の距離に位置しております。

譲受人は現在、耕運機などを保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「権利取得後、花卉業を営みますが、周辺農地に被害が及ばないように耕作、生産、収穫します。また、水利に関しても周辺農地に影響を与えないように営みます。」とのことです。

友田会長

続きまして、地区担当の飯村委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で花卉栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、3番については、議事進行につきまして、私が議事参与になりますのでちょっと場所を変えさせていただき、副会長に替わらせていただきますのでよろしく願いいたします。

では、よろしく願いします。

(友田会長退室)

森副会長

議案第1号、3番について、小野田町及び仏並町の物件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は小野田町及び仏並町で、地目は田3筆、面積は合わせて1,569平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から400m、車で1分の距離に位置しております。

譲受人は現在、耕運機などを保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「農業使用のため散布時には、周辺の農地に支障のないよう営農いたします。」とのことです。

続きまして、友田吉春委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、現在は野菜栽培及び保安全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく願いいたします。

森副会長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

友田会長 事務局	<p>これにつきまして、異議、意見等はありませんか。 (異議なしの声) 異議なしということで、議案第1号、3番については許可することに決定します。 (友田会長入室)</p>
友田会長 事務局	<p>皆さん、ありがとうございました。 次に、議案第1号、4番、父鬼町の物件について、事務局から説明願います。 4番について説明させていただきます。 許可を受けようとする土地の所在は父鬼町で、地目は畑1筆、面積は26平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から17km、車で38分の距離に位置しております。 譲受人は現在、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。 また、周辺地域との関係については、「付近農地に迷惑をかけないように耕作します。」とのことです。 続きまして、地区担当の福本委員から受けました調査結果を報告いたします。 「現地確認を行い、現在は休耕地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長 事務局	<p>事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はありませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 異議なしということで、議案第1号、4番については許可することに決定いたします。 続きまして、議案第1号、5番、三林町の物件でございますが、この件につきましては所有者から申請の取下げの申出が代理人を通じてあったことから、議案第1号、5番の申請を取り下げることということで、異議、意見はありませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 異議なしということで、議案第1号、5番については取り下げることと決定いたします。 続きまして、議案第1号、6番、鶴山台一丁目の物件について、事務局から説明願います。 6番について説明させていただきます。</p>
事務局	<p>許可を受けようとする土地の所在は鶴山台一丁目で、地目は田1筆、面積は1,277平方メ</p>

一トル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から500m、車で5分の距離に位置しております。

譲受人は現在、耕運機などを保有しており、農業従事日数は100日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺に影響を及ぼす農地はない。」とのことでした。

続きまして、地区担当の前川委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻及び野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

ないですか。

西辻委員

年齢はいけるのかな。

事務局

農地法の3条は、特に年齢で要件はなく、効率的に作れるかというのが要件になってきます。

この方につきましては、現在納税猶予も受けていて、今回納税猶予の土地の付け替えをすることでこの土地を取得する内容になっております。現在、猶予を受けている土地は適正に耕作されておりますので、新たに取得する土地も今までどおり耕作をしていただけるというふうに考えております。また、世帯人の方もいらっしゃると思いますので、御家族皆さんでされるということで、問題ないものと考えております。

友田会長

問題なしということですが、よろしいですか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第1号、6番については許可することに決定いたします。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、意見聴取があった農用地利用集積等促進計画5件を別表のとおり定めるものといたします。

議案第2号、1番及び2番、善正町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

事務局の伊藤でございます。

議案書5ページ、1番、2番について、関連があることから一括して説明させていただきます。

物件の所在地は善正町で、地目は畑2筆、面積は合わせて4,770平方メートルでございます。

	<p>貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の井之上委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第2号、1番、2番については異議なしとして回答いたします。</p> <p>次に、議案第2号、3番、小田町の物件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>3番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は小田町で、地目は田7筆、面積は合わせて2,040平方メートルでございます。</p> <p>貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の安栗委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、現在は保安全管理されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で水稻及び野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第2号、3番については異議なしとして回答いたします。</p> <p>続きまして、議案書6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号、4番、久井町の物件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書6ページ、4番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は久井町で、地目は田2筆、面積は合わせて1,381平方メートルでございます。</p> <p>貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、新規・継続の別、農地区分につきましては、</p>

	<p>は、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の森光彦委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、現在は保全管理されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で水稻栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第2号、4番については異議なしとして回答いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、5番、仏並町の物件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>5番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は仏並町で、地目は田7筆、面積は合わせて4, 227平方メートルでございます。</p> <p>貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の辻林委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第2号、5番については異議なしとして回答いたします。</p> <p>続きまして、議案書7ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願1件に関する願い出を別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第3号、1番、箕形町三丁目の物件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書8ページ、1番について説明させていただきます。</p>

友田会長	<p>物件の所在地は箕形町三丁目、地目は田1筆、面積は2,046平方メートルでございます。 被相続人、農業相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、地区担当の山本委員と現地調査を行いましたところ、水稻栽培をされている農地であり、営農していく意思を確認いたしました。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第3号、1番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告案件に移ります。</p> <p>議案書9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転3件を専決により受理しましたので報告いたします。</p> <p>議案書10ページを御参照ください。</p> <p>以上、本日の審議は全て終了いたしました。</p> <p>これで、農業委員会総会を終了させていただきます。</p> <p>本日は大変お忙しい中、ありがとうございました。</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p style="text-align: center;">閉会時間 14時 57分</p> <p>上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。</p> <p>会 長</p> <p>委 員</p> <p>委 員</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------